

第14講 知的財産権の取得と活用

第1話 知的財産権の取得



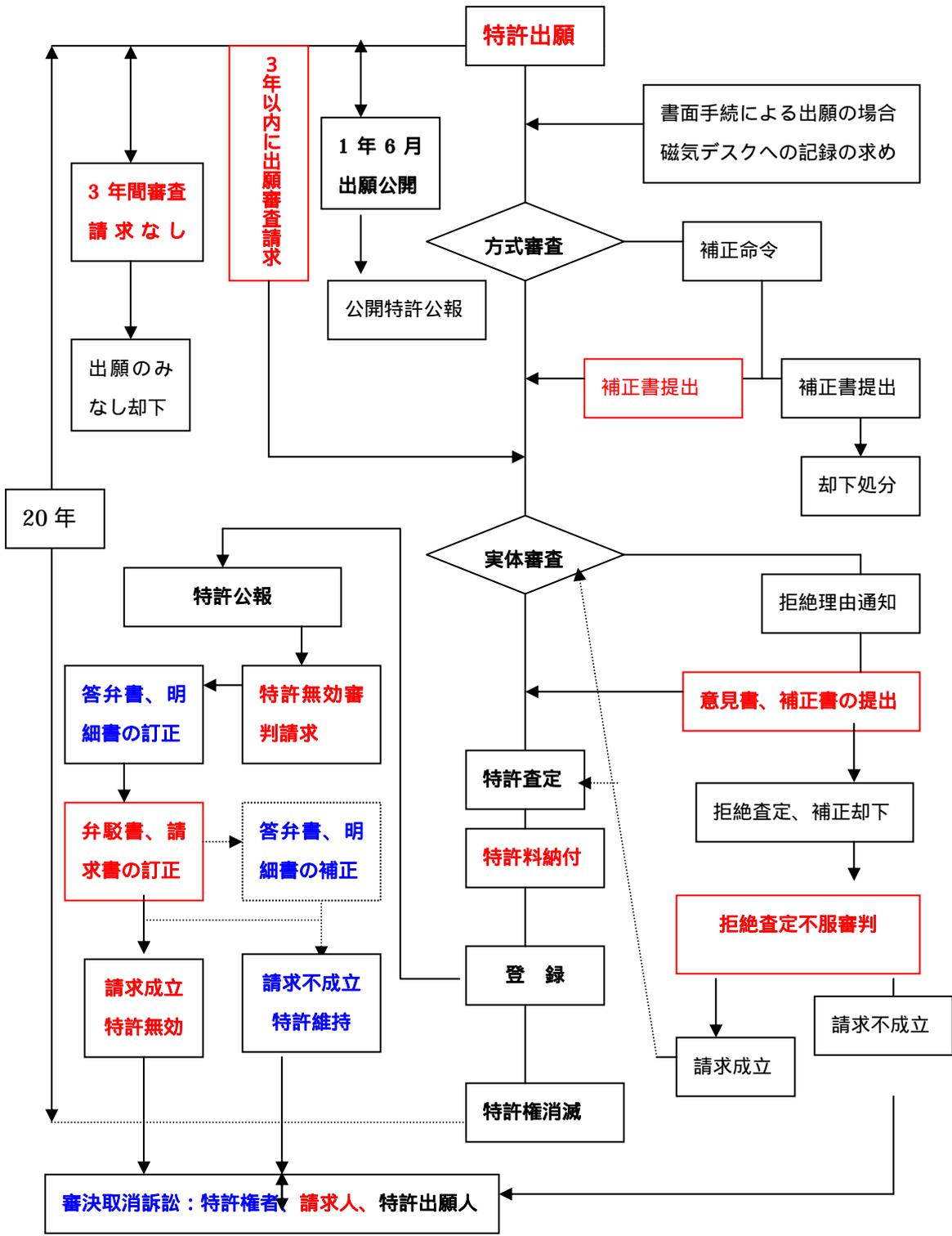
どうしたら知的財産権が取得
できますか



- 1 発明、考案、創作等の知的成果を創出したもの(自然人又は法人)はその知的成果(知的財産)を所有できますが、他人に対抗できる「権利」とするためには所轄官庁等に設定登録が必要です。
- 2 「権利」は国等の権限ある官庁が一定の法律行為により付与するか又は裁判所等の司法機関の判決や決定により発生します。
- 3 工業所有権4法(特許、実用新案、意匠、商標)関連の知的財産権は権利を希望する者が特許庁に特許出願又は実用新案、意匠若しくは商標の登録出願し、特許庁の審査(実用新案は方式審査のみ)を経て特許庁が一定の法律要件を満たしていると認定した当該出願を特許庁の各原簿に登録して初めて発生します。なお特許公開公報に掲載された特許出願や特許掲載公報に掲載された国際特許出願は当該出願の特許権の設定登録を条件とした仮保護の権利も発生します。
- 4 実施権、質権、移転、相続、放棄等の権利又は権利にまつわる事項も登録しないと第三者対抗要件が発生しません。
- 5 著作権は文化庁に登録する(コンピュータプログラムは文化庁指定の登録機関)ことにより第三者対抗要件が発生しますが、実体審査はありません。なお著作権は人の創作により発生する権利ですから、登録しなくても裁判所の判決、関係人若しくは衆人の認定等で著作者又は著作権者を認定することができます。
- 6 半導体集積回路の回路配置の回路配置利用権は、経済産業省に設定登録の申請を行うことができます。実体審査はありません。権利行使には制限があります。
- 7 特許庁等の行政機関に対する手続、出願、審査・審判の請求、権利の設定登録、維持等の受益行為には原則として法定の手数料又は料金の納付が必要です。
- 8 **営業秘密**は権利ではありませんから設定登録できません。しかし、他人の**営業秘密**の不正な取得や使用は不正競争防止法、刑法及び民法で処罰されます。
- 9 正規に登録された特許権等の知的財産権は対価収入、営業利益、競争力、技術進歩などの価値が生まれたときは財産となりますが、価値のない権利は単に所有権があるにあるに過ぎません。かえって、特許権維持費用や管理費を考慮すると、資産の時価評価上は不良債権となるかも知れません。第25講参照

第2話 特許出願

特許庁における権利付与の仕組みを図で説明します 



特許庁の意見陳述

特許権を取得するための実務

知的財産権中特に重要な特許権を取得するための実務を図 14.1.1 で説明します。実用新案、意匠、商標の取得については後に説明します。特許出願等の実習は別に行います。

- 1 特許出願は願書に明細書、必要な図面、要約を添付し、出願手数料を特許印紙又は予納金表示を添付し、特許庁長官あてに提出します。提出は特許庁の窓口、郵送、パソコンによるペーパーレス出願も可能です。帳票、記載方法等の具体的な手続方法が法令で厳密に規定されていますので、それに準拠します。
- 2 最初に方式審査があり、それにパスすると実体審査にまわされます。方式違反が克服されないときには出願は却下されます。却下されなかった特許出願は1年6ヶ月後に公開されます。出願人には公開段階で実施料相当程度の金員の請求権等が発生しますが、その権利の行使は特許権の設定登録後です。従ってこの請求権は設定登録に対する不確実性から制限された権利であり、仮保護の権利とも言われています。
- 3 出願人は3年以内に審査請求するかどうかを決めます。審査請求しない出願は取下げたものとみなされます。特許庁の審査官は審査請求のあった出願に限り審査し、法定の特許要件による拒絶の理由がないときは特許査定し、法定の特許料の納付があれば特許権の設定登録をします。審査官は拒絶の理由があるときは出願人にその理由を通知し、拒絶の理由が解消すれば特許査定し、解消しなければ拒絶査定します。拒絶査定に対しては不服の審判を請求できます。設定登録された特許権は特許公報に掲載されます。
- 4 何人も特許公報に掲載された特許権について「特許無効審判」を請求することができます。特許庁審判官は「特許無効審判」のあった特許権については権利者に答弁書、補正書を提出する機会を与えます。特許無効審判請求人には弁駁の機会が与えられます。審判官は請求の成立・不成立を審決します。審決に対しては東京高裁に審決取消訴訟を提起できます。その際特許権者には訂正の機会が容認されています。
- 5 特許権の維持には毎年特許料の前払いが必要です。1年目から3年目までは特許権の設定登録要件になっています。特許権は経年に対し累進的に高額になりますから、無価値な特許権の維持は不良債権となり、有価値権利の放置は技術の進歩、産業の発展の観点から負の権利ともいえます。特許料の免除又は猶予の制度もあります。特許庁が行った方式審査による却下処分等は行政不服審査法による不服申立が原則としてできます。
- 6 審決取消訴訟においては、特許庁長官は一定の条件で、東京高裁に対し意見の陳述をすることができます。
- 7 わが国に対する特許出願は互惠主義がとられている外国からの特許出願は原則として可能ですが、優先権の主張ができる者はパリ条約の加盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民等の制限があります。特許協力条約に基づく外国語特許出願も可能です。日本人が第1国を外国の特定国、第2国以下に日本を含めることも可能です。
- 8 わが国から外国への特許出願はパリ条約ルートでも PCT ルートでもできます。リスクは有りますが優先権なしの出願も可能です。

第3話 特許権



国はなぜ発明者に特許権を付与するのですか



- 1 難しい質問ですね。特許法の第1条の目的に「発明の保護及び利用を図ることにより、**発明を奨励**し、もって**産業の発展に寄与**する」とありますように、特許法は優れた知的財産を生み出した人に対しその発明を公開してもらう代わりに名前を顕彰し、特許権を付与し、特許発明の排他的独占権を一定期間保証する法律です。産業政策を目標とした法律です。従って特許法、実用新案法及び意匠法は期間や権利の内容に制約のある知的財産権保護法といえます。
- 2 更に国は、国民にパリ条約等により同盟国における特許権の取得と保護について**内国人と差別されない権利**も保障しています。同盟国間における審査レベルや審査期間の整合、偽物の排除、弱者救済等も法文にはない国の職務といえます。発明の公開と権利の保障をバランスさせるのが特許権です。



誰がどんな発明について特許権を取得できますか



特許要件は次の通りです。詳細は第7講特許法参照

- 1 自然法則を利用した高度な技術思想の創作である(**発明要件**)。
- 2 公序、良俗又は公衆の衛生を害するおそれのある発明でない(**不特許事由**)。
- 3 その創作をした者又はその者から特許を受ける権利を継承した者でかつ権利を享有する資格のある者(**権利者要件**)の最先若しくは最先とみなす特許出願である(**先願要件**)又は新規性喪失の例外に該当する**先願**である。
- 4 公知、公用若しくは刊行物に記載されている発明又はこれらの発明から当業者が容易に想到できた発明でない(**特許性の要件**)。
- 5 発明者又は出願人が同一でない他人の先願明細書等に記載された発明と同一でない(**先願明細書の要件**)。
- 6 以上の要件を満足する発明が特許権を取得できる出発点となります。更に共有、優先権、代理権等の様々な条件があります。



特許権とはどのような権利ですか



- 1 特許権者は**業として**特許発明の実施をする権利を**専有**します。
- 2 実施には a. 物の発明、b. 方法の発明及び c. 物を生産する方法の発明のそれぞれに規定があり、それぞれについて製造、販売、方法の使用、輸出入、譲渡、貸与、拡布等の広範な行為を含みます。詳細は第7講「特許法」参照
- 3 特許権者は他人に専用実施権又は通常実施権を許諾できますが、専用実施権を許諾したときはその許諾範囲についての実施が制限されます。質権の設定もできます。
- 4 特許発明が他人の先願の特許発明、登録実用新案又は登録意匠に抵触又は利用しているときは、その他人の許諾が必要です。
- 5 その他人との許諾を求める協議が不調のときは裁定の請求ができます。
- 6 特許権の効力が及ばない範囲や先使用による通常実施権など特許権に対する公益的・公正的観点の制限もあります。



特許権の取得・維持の実務をどのようにしますか



- 1 特許権はその出願の日から 20 年で消滅します。この期間における設定登録の日から 20 年到達の日までが権利期間です。一定条件により期間延長も可能です。
- 2 審査における拒絶理由の解消に手間取ると権利期間は短くなりますが、設定登録後の無効審判や審決取消訴訟は取消の決定が確定しない限り、権利期間に影響がしません。特許料の納付がないと特許権は消滅します。追納は可能です。
- 3 取得しようとする発明の技術的寿命を考慮して審査請求の日を決めます。実体審査を早めるには早期審査や優先審査の請求もできます。特許出願後に特許侵害のおそれのある者を発見した場合には、自分の特許請求の範囲を漏れなく固めると共に、特許公開公報の発行後に**侵害予告警告**等をすべきです。
- 4 その実務は、a. 発明のランク分け、b. 先行技術調査、c. 特許権が留保できる範囲の特許出願明細書作り、d. 出願国とその出願ルート決定、e. 国際予備審査等の先行審査の利用、f. 出願明細書を固め審査請求、g. 特許査定時における設定登録の要否確認、h. 権利維持期間の決定、と進めます。



職務上の発明、創作とは何ですか



- 1 人が行う知的創造活動の成果(発明、考案、創作、著作物等)は当然その人の固有の財産ですが、会社等の使用者が従業者にその職務として仕事をさせた成果については、会社等に一定の条件で権利を認めています。詳細は第 15-5 講参照
- 2 特許法 35 条の職務発明(実用新案、意匠も準用)では発明者に特許権の取得を容認した上で会社等に通常実施権を認めています。勤務規則等で職務発明について特許を受ける権利を会社等に譲渡させることができますが、前記の中村修二事件では**黙示の譲渡**も有効とし、その相当の対価は 200 億円であるとする判決がありました。その他にパナソニック事件、味の素事件、日立製作所事件等の判決があります。第 15-5 講「職務発明をめぐる紛争」にはこれらに事件の概要を説明しています。2002 年 9 月、NHK は 47% の従業員が職務報奨金に不満と報道しました。
- 3 著作権法 15 条では会社等の発意の基づく職務著作物は、特別契約のない限り会社等に所属するとしています。**コンピュータプログラム**についても同趣旨です。



知的財産関連法における「実施」、「使用」、「利用」に違いが有りますか



- 1 知的財産に関する権利を使うことを特許法、実用新案法、及び意匠法では「**実施**」と呼び、商標法では「**使用**」と呼び、半導体集積回路の回路配置に関する法律では「**利用**」と呼びます。著作権法では実演、演奏等の具体的な名称が使用されています。特許には物の発明、方法の発明及び物の生産する方法の発明が有りますが、実用新案は物の考案、意匠は物の創作のみです。
- 2 物の発明の**実施**とは、物の生産、使用、譲渡、貸渡、輸入、拡布等の行為です。
- 3 方法の発明の**実施**とは、方法を使用する行為です。
- 4 物を生産する方法の**実施**とは、² ³に加えその方法により生産した物を使用、譲渡、貸渡、輸入、拡布等の行為です。
- 5 商標における「**使用**」とは a . 商品又は包装に標章を付する行為、 b . その標章を付した商品又は包装を譲渡、貸渡、輸入、拡布等の行為、 c . 役務の提供を受ける者の利用に供するものに標章を付する行為、 d . その標章を付した役務を提供する行為、 e . その標章を付した役務を提供するために展示する行為等です。詳細は第 10 講で説明します。

第4話 特許権を用いた攻撃と防御



特許侵害とその攻撃と
防御の方法を教えてください



- 1 **特許権侵害**とは他人の特許権を権原なく実施する行為のことです。他の知的財産権の侵害はそれぞれの権利を侵害する行為です。**営業秘密**は異なります。
- 2 特許権者又は、専用実施権者は、侵害者又は侵害のおそれのある者に対し侵害の停止、予防、事前措置、設備の廃却、損害賠償等を請求できます。
- 3 侵害とみなす行為として、特許発明を実施する専用の物の生産と販売、方法を組成する物の生産、輸出入、譲渡、貸与、拡布等有ります。
- 4 賠償金の額は当事者の交渉、裁判所の判決又は勧告で決まりますが、侵害行為がなければ得たであろう受益額、侵害者の得た利益額を上限とする額又は通常の実施契約における通念的な実施料相当額が交渉のテーブルに載せられます。
- 5 一般的な特許権侵害訴訟では特許侵害の差止と賠償金の支払いを請求しますので、特許権侵害事件は命がけの紛争となります。
- 6 権利者は侵害者を細大漏らさず排除する行動をとります。そのとき**パテント**の法理は権利者を有利にする方向となります。
- 7 権利侵害の提起を受けた者は特許発明の技術的範囲の検討(分からないときは特許庁に判定請求も可能)、権利の有効性、自社製品との比較、生産状況、経営への影響等を調査し、会社としての対処方針を決めます。
- 8 解決は当事者間の話し合い、特許庁に対する特許無効審判の請求、非侵害確認訴訟等いろいろと手段を尽くします。防御不能となったときは賠償金の支払、事業の停止、罰則の適用等の制裁を受けます。
- 9 そのような不幸を招くのは他人の製品の**違法なコピー**や他人の権利に対する**不注意**からです。**特許侵害の予防**が大切です。

[注意]：意外なことに特許権による市場独占は劣多くして益の少ないケースも多々あります。古くは発明王エジソンでして、事業利益の大半を特許戦争に費やしたといわれています。新しくは**パロイド**社です。**コダック**社との特許訴訟に勝利して約9億ドルの賠償金と製造販売の差止に成功しましたが、**インスタカラー**は急速に市場を失いました。一方、違法なコピーの徹底的な取り締まりと、**デファクトスタンダード**化を推進した**マイクロソフト**社は国際市場を席卷しました。04年9月23日に**フォース**社が発表した世界の資産王第1位は11年連続で**マイクロソフト**社の**ビルゲイツ**社長(480億\$)、3位に同社の共同創設者**ポール・アルソ**氏(210億\$)が入っています。2位は著名な投資家**バフェット**氏。



特許紛争の予防方法を教えてください



- 1 **特許紛争の予防**は第1に知的財産教育、第2に先行開発、第3に権利化、第4に関連権利調査、第5に侵害摘発、第6に社内規定の充実です。
- 2 その会社の発明王といわれている人は、発想が豊かで、仕事熱心で、情報が豊富で、支援者があり、実績評価が適正にされている人です。著名な発明王を擁する会社は知的財産権でも優位な立場を保てますが、それ以上に競合他社の情報をよく知っています。発明王を育て活用することが特許侵害の予防の王道です。
- 3 競合他社の特許、技術情報に精通することが特許侵害事件の予防の近道です。発明の創出、権利化及び特許・技術情報調査は研究者の知的財産活動の必須科目として義務づける必要があります。知的財産管理部門は発明評価能力が大切です。
- 4 競合他社との紛争以上に元社内従業員との職務発明に関する紛争は深刻です。特許法35条は、職務発明について相当の対価の支払を条件として会社等の使用者に権利の帰属を可能にする規定です。実務として明文の社内規則(黙示も有効)があれば、職務発明についての特許を受ける権利を会社等に譲渡させることができます。その対価の支払いは強行規定ですが、相場が形成されつつあります。
- 5 日亜科学工業(株)は GaN 系青色発光素子の特許権について複数の会社に対し特許権侵害訴訟を起こしましたところ、この特許の発明者の一人である元同社研究者中村修二博士が特許を受ける権利は自分にある、同権利の対価として200億円の支払いを求める等の訴訟を東京地裁に起こしました。同地裁は02年9月19日の中間判決で特許を受ける権利の譲渡について黙示があったとし、04年1月30日の本判決では200億円の支払いを命じました。今後は東京高裁に上告されるでしょう。リパ^oス事件の最高裁判決は僅か250万円でした。発明者の寄与度、特許の有効性等が厳しく判示されました。味の素の元研究部長は既に受け取った1000万円の譲渡対価を不服とし20億円の支払いを求める訴訟を起こしました。職務発明は重要課題です。
- 6 実用新案法と意匠法は職務考案、職務創作は特許法の職務発明を準用しています。一方、著作権法における職務著作物(著作権法15条)の著作権は会社等の使用者に帰属します。著作物を創作する者は会社等と特別な契約が必要です。
- 7 従って、**特許権等の紛争事件の予防は従業員のやる気とモラルとそれを引き出す納得のいく評価制度**です。元従業員や現従業員の反乱は会社に深刻な打撃を与えます。日本人の特質である a. 意思決定が遅い、b. 面子にこだわる、c. 脅しに弱い、d. 事なかれの体質が特許事件屋につけこまれます。

第5話 特許庁公報の活用



特許公開公報、特許公告公報の活用方法を教えてください



- 1 特許出願はその出願の日から1年6月を経過すると、不開示事由のある案件を除き、総てその出願内容が特許公開公報により公開されます。(国際特許出願は別)
- 2 特許権が設定登録されたときにその特許内容が全件特許公報に掲載されます。特許公報には又出願公開後の権利の継承又は補正、特許権の消滅又は回復、審判請求、確定審決、裁定の請求、訴え等も掲載されます。
- 3 **特許公開公報は最新の技術をいち早く詳細に知ることができる学術情報としての価値**があります。本来の主旨は予測される特許権の事前告示ですから、出願人は**特許発明を予告して他人の特許侵害を予防し、排除する**目的に利用します。他人は公開内容から予測される特許権を想定した特許侵害の予防や異議申立の準備をします。従って、特許権をめぐる攻防は出願公開の時から始まります。
- 4 特許公報は権利情報として活用します。権利者は特許権侵害の排除、損害賠償の請求等の権利行使を行う**権利書**として活用します。権利者以外の他人は特許権の取消、特許紛争の防止、ライセンスの取得、設計変更等の対策に利用します。
- 5 特許公開公報、特許公報は完成度の高い技術情報の宝庫ですから、法の目的である技術の進歩、産業の発展に多大の貢献をしますが、特許権の取得が稚拙であるか又は権利行使を怠ると社会に貢献する単なるボランティア行為となります。

第6話 不服と紛争



審査・審判に不服があるときはどうしたらよいですか



- 1 審査に対する特許出願人の主な不服は拒絶査定と補正却下の決定ですが、それぞれ不服の審判を請求できます。方式審査におけるの却下の処分は行政不服審査法による異議申立が出来ます。冒認、要旨変更、共同出願、権利の享有等に関する処分で実体審査に関係する事項はその審判事件の中でも主張できます。
- 2 他人の特許権の設定登録についての不服は特許無効の審判を請求できます。審決に対する不服は再審(再審事由は厳格)又は審決取消訴訟で対処します。
- 3 特許発明は権利者による訂正審判の請求が可能です。



改正法前の付与後異議申立制度とは何のことですか



- 1 特許庁が特許権を付与する方法については、発明を実体審査して特許権を付与する**審査主義**と、実体審査のない**無審査主義**があります。審査主義の中にも特許査定する前にその特許出願を特許出願公告して他人に異議申立の機会を容認する付与前異議申立制度(公衆審査制度ともいう)と、特許権を設定登録した後に異議申立を認容する付与後異議申立制度がありました。
- 2 技術進歩の激しい現在は厳正な特許審査と権利の短期付与が望まれています。そこでわが国も昭和 34 年特許法(現行法)より続けてきた付与前異議申立制度を平成 5 年度の法改正により付与後異議申立制度に変えました。更に平成 16 年 1 月 1 日より異議申立制度そのものが廃止されました。これにより特許権者の地位を一段と高めます。わが国の**プロパテント**政策が新たな段階を迎えます。反対に**特許権に不服のある者は手続と費用において極めて不利**になります。



異議申立制度の変更により特許紛争にどんな影響がありますか



- 1 後発の格下競業者の出現は、特許権を所有する会社等の社長以下全員が頭に血が上ってしまいますので、権利行使に失敗する例が結構あります。
- 2 **付与後異議申立制度及び異議制度の廃止**による特許権は公衆審査が済んでいないのでその危険性が内在しています。世界的に技術の**IP**シャリスト化の進む中で公知文献を重視する特許庁の審査や審判は権利の安定化の面で限界があります。特許権が付与された事実だけで特許侵害係争を提起するのは極めて危険です。第 15 講の判例で詳細に説明しますが、思い込みによる攻撃は不正競争行為にまで発展する危険があります。特許攻撃には補給路(豊富な攻撃材料や理由)や退路(和解、早逃げ等)を確保する慎重さが肝要です。
- 3 反対に攻撃を受けた側は一撃で**ノックアウト**されないようにしなければいけません。審査結果を絶対視することなく、特許権の有効性から疑問を持ち、綿密に調査・検討し、冷静に権利者と交渉します。特許紛争は先に動いて自分の弱点を曝け出して方が負けです。権利範囲の解釈手法、均等論の知識が肝要です。



紛争事件の当事者において**意見が不一致**
のときどうしますか



- 1 当事者間の交渉で意見が不一致となるのは、a. 一方が暴論に終始するとき、又は b. 均等論について見解の相違があるときです。
- 2 a. のケースでは訴訟による決着以外に解決の道はないでしょう。b. については**ホールライン事件最高裁判決**(平成 10 年 2 月 24 日判決)における 5 つの要件(第 29 講参照)に従って判断します。特許発明とイ号製品を Elements by Elements で比較し、最初の明細書に対する追加、不存在又は変形している Elements について、上記 5 つの要件に徴して均等かどうかを検討すれば結論は得られるはずですが。
- 3 それでも不一致のときは調停、訴訟等の手段を考慮しますが、その場合は費用、人件費、ブランドイメージ等を総合した経営判断が必要です。
- 4 ホーライト対コダクのインスタカメラ事件では、ホーライト社が約 9 億ドルの損害賠償と製造販売の差止に成功しましたが、同カメラの商品寿命は急速になくなりました。特許戦争に勝つことのみで没頭することなく、経営的利益を優先すべきです。



外国の特許権を取得したいときはどう
すればよいですか



- 1 特許権を取得したいと思う国にその国の法令に適合する特許出願をします。出願は第 1 国を日本とし第 2 国以下を希望の外国にするのが普通ですが、近年は第 1 国を特定外国(主に USA)とし第 2 国以下を日本その他とするケースがあります。また外国出願にはパリ条約による優先権を主張する出願、特許協力条約(PCT)による出願、例外的には優先権なしの出願があります。
- 2 **技術開発競争が厳しい業界では、早く、広く、権利行使に有利な USA に最初に PCT 出願して早く特許権を取得し、わが国は指定国として英語出願する例があります。**わが国など第 2 国以下の国の特許は USA の審査経過をみてじっくり対応します。USA の特許権が取得できた段階から権利行使をします。
- 3 EU には欧州特許法がありますから、優先権を主張して EU 特許出願をすることもできます。EU 加盟国の中の特定国を指定国とします。
- 4 いずれの国に対する出願も、ある国における出願人の陳述は禁反言の対象となりますから注意が必要です。

特許料

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年 2 千円 6 百円に一請求項について 2 百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年 8 千円に一請求項について 6 百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年 2 万 4 千 2 百円に一請求項について千 9 百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年 8 万 千 2 百円に一請求項について 6 千 4 百円を加えた額

手数料

	納付しなければならない者	金額		納付しなければならない者	金額
1	特許出願(次号に掲げるものを除く)する者	1 件につき 16,000 円	9	裁定を請求する者	1 件につき 55,000 円
2	外国語書面出願する者	1 件につき 26,000 円	10	裁定の取消を請求する者	1 件につき 27,500 円
3	第 184 条の 5 第 1 項の規定により手続きすべき者	1 件につき 16,000 円	1 1	審判又は再審(次号に掲げるものを除く)を請求する者	1 件につき 49,500 円に 1 請求項につき 5,500 円を加えた額
4	第 184 条の 20 第 1 項の規定により申出をする者	1 件につき 16,000 円	12	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	1 件につき 55,000 円
5	特許権の存続期間の延長登録を出願する者	1 件につき 74,000 円	13	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求する者(その訂正の請求をすることにより、第 134 条の 3 第 4 項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く)	1 件につき 49,500 円に 1 請求項につき 5,500 円を加えた額
6	出願審査の請求をする者	1 件につき 168,600 円に 1 請求項につき 4,000 円を加えた額			
7	誤訳訂正書を提出して明細書又は図面を補正する者	1 件につき 19,000 円	14	審判又は再審への参加を申請する者	1 件につき 55,000 円
8	第 71 条第 1 項の規定により判定を求める者	1 件につき 40,000 円			